参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	中小企業生産性革命推進事業の展開と運用改善等の取組 ～中小企業等の生産性向上支援の効果的運用に向けた課題～
著者 / 所属	上谷田　卓 / 経済産業委員会調査室
雑誌名 / ISSN	経済のプリズム / 1882-062X
編集・発行	参議院事務局 企画調整室（調査情報担当室）
通号	220 号
刊行日	2022-12-22
頁	1-26
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/r04pdf/202222001.pdf

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75044）／ 03-5521-7683（直通））。

中小企業生産性革命推進事業の展開と運用改善等の取組

～ 中小企業等の生産性向上支援の効果的運用に向けた課題 ～

経済産業委員会調査室　上谷田　卓

１．はじめに
２．中小企業生産性革命推進事業の展開
３．ものづくり補助金
４．持続化補助金
５．ＩＴ導入補助金
６．事業承継・引継ぎ補助金
７．運用改善等の取組
８．おわりに

１．はじめに

中小企業生産性革命推進事業は、中小企業・小規模事業者等[1]を対象に、①設備投資を支援する「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業」（いわゆる「ものづくり補助金」）、②販路開拓を支援する「小規模事業者持続的発展支援事業」（いわゆる「持続化補助金」）[2]、③ＩＴツール導入を支援する「サービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業」（いわゆる「ＩＴ導入補助金」）、④事業承継・引継ぎ後の設備投資等を支援する「事業承継・引継ぎ支援事業」（いわゆる「事業承継・引継ぎ補助金」）の４事業で構成される経済産業省・中小企業庁による代表的な補助事業である。同事業は、中小企業・小規模事業者の労働生産性が大企業に比して低調に推移する中[3]、それらの生産性向上に向けた措置を一体的かつ機動的に講じるものとして令和元年度補正予算から実施されている[4]。

---

[1] 中小企業生産性革命推進事業において、中小企業は一定の資本金又は従業員数を満たす中小企業基本法第２条第１項（例：製造業等は資本金３億円以下・従業員数 300 人以下）に定める企業を、また、小規模事業者は製造業その他及び宿泊業・娯楽業は従業員数 20 人以下、卸売業・小売業及びサービス業は従業員数５人以下の個人事業主等をそれぞれ補助対象としている。

[2] 当該事業には、地域の販路開拓を支援する機関が行う取組を支援する「共同・協業販路開拓支援補助金」も含まれるが、本稿では、主軸事業である持続化補助金について取り上げる。

[3] 例えば、中小企業庁『中小企業白書2022』Ｉ－71～Ｉ－72頁等

[4] 平成30年度第２次補正予算にも同じ事業名・内容で予算措置されているが、スキームが異なるため、本稿では、令和元年度補正予算以降に措置された同事業の展開に焦点を当てる。なお、この事業における各補助事業は、同事業の開始以前より個別に実施されてきているものである。

同事業は、人材不足など中小企業をめぐる経済社会構造の変化や働き方改革など複数年にわたる相次ぐ制度変更に対応しながら生産性向上に積極的に取り組む中小企業・小規模事業者等を支援するものとして開始されたが、その後、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、感染拡大予防を講じるための取組への支援に加え、ポストコロナ時代の経済社会環境の変化や成長投資の加速化に対応するための取組への支援など、その時々の事業環境の変化に応じた補助枠も追加しながら展開されてきた。岸田内閣は、長期化するコロナ禍の影響に加え、エネルギー価格や物価の高騰など、コロナ以外の環境変化への対応が求められる現状下、これら複合危機に対応しながらも生産性向上や賃上げ等に取り組む中小企業・小規模事業者等に対する支援措置の一つとして同事業を位置付けており、その更なる推進に向けた姿勢を示している[5]。

以上を踏まえ、本稿では、生産性向上に向けて多種多様な補助枠を設けてきた中小企業生産性革命推進事業について、これまでの展開・採択状況や運用改善等の取組の整理を主目的としつつ、最後に中小企業等の生産性向上に向けた支援措置の更なる効果的・戦略的運用に向けた課題について若干言及する[6]。

２．中小企業生産性革命推進事業の展開

2-1. 中小企業生産性革命推進事業の経緯と実施体制・成果指標

2019年12月５日に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」において、働き方改革、社会保険の適用拡大、インボイス制度の導入など複数年にわたる国の相次ぐ制度変更[7]に対応しながら生産性向上に取り組む事業者に対する支援として、「革新的な製品・サービス開発のための設備投資支援、小規模事業者に特化した販路開拓支援、ＩＴツールの導入支援等を複数年にわたり継続的に実施する仕組みを構築し、国として必要な財源を確保する」ことが示された[8]。これを受け、中小企業生産性革命推進事業は、令和元年度補正予算

---

[5] 例えば、第210回国会参議院経済産業委員会会議録第１号（2022.10.25）

[6] ただし、一般的に生産性の概念やそのあるべき水準等についての評価は多様であり、また、中小企業の事業環境は規模や業種毎に異なるほか、政府のいかなる支援や取組が生産性向上にどの程度寄与したか等を定量的・具体的に測定し得るものでもない（この点については、森川正之『生産性 誤解と真実』（日本経済新聞出版社、2022）、宮川努『生産性とは何か』（筑摩書房、2018）等が参考になる）。これを踏まえ、本稿では、生産性の概念整理や同事業の生産性向上への寄与度等に言及するのではなく、あくまで中小企業等の生産性向上の一助となる支援の一つとして当該事業の運用状況等を整理し、そこから見えた気づきに基づく課題に言及する。

[7] 中小企業・小規模事業者等に関係する国の制度変更の詳細は、（独）中小企業基盤整備機構ウェブサイト<https://seisansei.smrj.go.jp/>（2022.12.6最終アクセス、以下ＵＲＬの最終アクセスの日付はいずれも同日）に整理されているのでそちらを参照されたい。

[8] 内閣府ウェブサイト<https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2019/20191205_tais

（3,600億円＝事業予算額。以下同じ）において、（独）中小企業基盤整備機構が中小企業等の生産性向上を複数年にわたり支援する事業として措置された[9]。

その後、同事業は、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、補助枠を増強し又は見直しながら、令和２年度第１次補正予算（700億円）、同年度第２次補正予算（1,000億円）、同年度第３次補正予算（2,300億円）、令和３年度補正予算（2,001億円）、令和４年度第２次補正予算（2,000億円。国庫債務負担行為[10]を含めて総額4,000億円）においてそれぞれ予算が措置され（詳細は次節2-2参照）、現在、図表１に示した実施体制の下、①補助事業の一体的・機動的運用、②生産性向上に関する中小企業の先進事例の収集・発信、③制度対応に係る相談対応・ハンズオン支援等の３つを基幹業務として実施されている。

図表１　中小企業生産性革命推進事業の実施体制

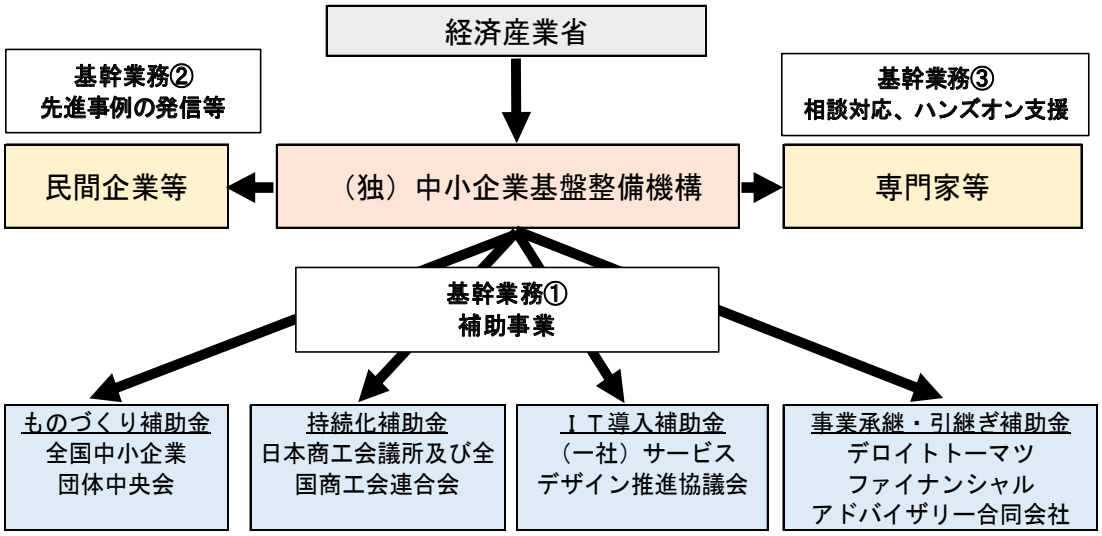

（※）事業承継・引継ぎ補助金は令和３年度補正予算から中小企業生産性革命推進事業に追加された。
（出所）経済産業省資料に基づき作成

なお、同事業は、事業全体の成果指標と各補助事業の性質に応じた成果指標をそれぞれ設定・更新しながら進捗を図ることとされており（図表２）、「中小企業の労働生産性を2025年までに５％向上させる」との中小企業全体の生産性向上に係る政府が掲げる目標の達成につなげていくことが目指されている[11]。

---

aku.pdf>14頁

[9] なお、平成30年度第２次補正予算（1,100億円）の中小企業生産性革命推進事業とは、（独）中小企業基盤整備機構が運営費交付金に基づき実施する事業でない点等でスキームが異なる。

[10] 国会議決を経て次年度以降（原則５年以内）にも効力が継続する債務を負担する行為。ただし、政府に支出権限を与えるものではなく、実際の支出には歳出予算への計上が必要となる。

[11] 経済産業省ウェブサイト<https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/review2022/kokai/overview2.pdf>２頁

図表２　中小企業生産性革命推進事業の最新の成果指標

事業全体			
○補助事業者全体の労働生産性を年率平均２％以上向上させる ○補助事業者全体の給与支給総額を年率平均１％以上向上させる			
ものづくり補助金	持続化補助金	ＩＴ導入補助金	事業承継・引継ぎ補助金
○事業終了後５年で付加価値額（営業利益、人件費、減価償却費の合計）の年率平均３％以上向上及び給与支給総額の年率平均1.5%以上向上をそれぞれ達成する補助事業者の割合を65%以上とする ○新製品・サービス開発の補助事業者について、補助事業終了後５年で事業化を達成する補助事業者の割合を50%以上とする ○生産プロセス改善の補助事業者について、補助事業終了後５年で事業化を達成する補助事業者の割合を80%以上とする	○補助事業終了後１年で販路開拓に繋がった補助事業者の割合を80％以上とする	○補助事業終了後３年で補助事業者全体の労働生産性を年率平均３％以上向上させる	○経営革新事業の補助事業者について、補助事業終了後５年経過後の経常利益の上昇率を５％以上とする ○専門家活用事業の補助事業者について、事業引継ぎの成約割合を40％以上とする

（※）各補助事業の詳細は後節参照。
（出所）中小企業庁資料に基づき作成

2-2. コロナ禍等の影響を踏まえた仕組みの見直し

既述の基幹業務①のうち、特にものづくり補助金、持続化補助金及びＩＴ導入補助金については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、各年度、補助額・補助率を引き上げた補助枠の措置等がなされてきた。具体的には、緊急事態宣言の発令を受けて策定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（2020年４月20日閣議決定）に基づき[12]、令和２年度第１次補正予算（700億円）において、コロナ禍の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を支援する「特別枠」が創設された。さらに、緊急事態宣言解除後の事業再開の後押しを目的に経済産業省が示した「事業再開支援パッケージ」（2020年５月22日公表）に基づき[13]、令和２年度第２次補正予算（1,000億円）では、業種別ガイドライン[14]等に基づき事業再開を行う事業者を支援する「事業再開枠」が創設された。また、ウィズコロナに対応する経済構造への転換に向けて策定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（2020年12月８日閣議決定）に基づき[15]、令和２年度第３次補正予算（2,300億円）では、同年度第１次・第２次補正予算で措置した特別枠及び事業再開枠を改編し、コロナ禍に対応したビジネスモデルへの転換に取り組む事業者を支援する「低感染リスク型ビジネス枠」が創設された（図表３）。

[12] 内閣府ウェブサイト<https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2020/20200420_taisaku.pdf>22頁
[13] 経済産業省ウェブサイト<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200522002/20200522002.html>
[14] 内閣官房ウェブサイト<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20221018>
[15] 内閣府ウェブサイト<https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2020-2/20201208_taisaku.pdf>24頁

図表３　中小企業生産性革命推進事業における各補助事業の変遷イメージ

	ものづくり補助金	持続化補助金	ＩＴ導入補助金	事業承継・引継ぎ補助金
令和元年度 補正予算 (3,600億円)	○通常枠	○通常枠	○通常枠	－
令和２年度 第１次補正予算 (700億円)	○特別枠を新設	○特別枠を新設	○特別枠を新設	－
令和２年度 第２次補正予算 (1,000億円)	○特別枠を拡充 ○事業再開枠を新設	○特別枠を拡充 ○事業再開枠を新設	○特別枠を拡充	－
令和２年度 第３次補正予算 (2,300億円)	○特別枠と事業再開枠を改編し、低感染リスク型ビジネス枠を新設	○特別枠と事業再開枠を改編し、低感染リスク型ビジネス枠を新設	○特別枠を改編し、低感染リスク型ビジネス枠を新設	－
令和３年度 補正予算 (2,001億円)	○回復型賃上げ・雇用拡大枠を新設 ○デジタル枠を新設 ○グリーン枠を新設	○賃金引上げ枠を新設 ○卒業枠を新設 ○後継者支援枠を新設 ○創業枠を新設 ○インボイス枠を新設	○デジタル化基盤導入枠を新設 ○セキュリティ対策推進枠を新設	○経営革新事業（創業支援型、経営者交代型、Ｍ＆Ａ型） ○専門家活用事業 ○廃業・再チャレンジ事業
令和４年度 第２次補正予算 (2,000億円)	○グリーン枠を改編 ○グローバル市場開拓枠を新設 ○大幅賃上げに取り組む事業者への支援を拡充	○インボイス対応に取り組む事業者への支援を拡充	○インボイス対応に取り組む事業者への支援を拡充	○大幅賃上げに取り組む事業者への支援を拡充

（※）上表は各年度補正予算における各補助枠の主な新設・改編状況等を示している（それぞれの補助枠の公募回次や採択状況は後節参照）。なお、各年度予算における補助事業ごとの予算内訳は未公表である。
（出所）中小企業庁資料に基づき作成

一方、上表に示したとおり、コロナ禍の中小企業をめぐる事業環境変化やポストコロナ時代を見据えた成長投資の加速化に対応するための補助枠の見直しも行われてきた。具体的には、岸田内閣が志向する「新しい資本主義」の実現に向けて策定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（2021年11月19日閣議決定）に基づき[16]、令和３年度補正予算（2,001億円）では、ものづくり補助金において、グリーン・デジタル分野における成長投資に取り組む事業者を支援する新たな補助枠が創設されたことに加え、同補助金と持続化補助金において、赤字など業況が厳しい中でも賃上げ等に取り組む事業者を支援する補助枠が創設された。さらに、コロナ後の事業再編・再生支援のニーズの高まりに備え、事業承継・引継ぎ補助金が当該事業の一つに位置付けられた。

[16] 内閣府ウェブサイト<https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2021/20211119_taisaku.pdf>38頁

さらに、コロナ禍に加え、急激に進む物価高騰や円安等への対応に向けて策定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（2022年10月28日閣議決定）に基づき[17]、令和４年度第２次補正予算（2,000億円）では、ものづくり補助金において、大幅な賃上げに取り組む事業者に対する支援の拡充、グリーン分野における投資に取り組む事業者を支援する補助枠の改編･支援拡充、海外展開に取り組む事業者を支援する新たな補助枠の創設等が行われている。また、持続化補助金及びＩＴ導入補助金においては、来年度に開始が見込まれるインボイス発行への対応に取り組む事業者に対する支援が拡充されている。

３．ものづくり補助金

3-1. 事業概要

ものづくり補助金[18]は、中小企業・小規模事業者等が取り組む「新たな製品・サービス開発」、「生産プロセス改善」に向けた設備投資に係る費用の一部を補助するものである（図表４）。具体的には、補助事業の終了後５年の間に、①付加価値額（営業利益、人件費、減価償却費の合計）を年率平均３％以上、②給与支給総額を年率平均1.5％以上、③事業場内最低賃金を地域別最低賃金よりも30円以上それぞれ増加させること等を補助要件として、図表５に示した補助枠の下に公募が実施されてきている。

図表４　ものづくり補助金の補助対象経費（通常枠の場合）

○**機械装置・システム構築費**：補助事業のために使用される機械装置、器具、工具等や専用ソフトウェア、情報システムの購入・製作・借用等に関する経費（50 万円以上（税抜き）の設備投資を必須とする）
○**技術導入費**：補助事業実施に必要な知的財産権等の導入に要する経費（補助総額の 1/3 上限）
○**専門家費**：依頼した専門家に支払われる経費（謝金、旅費等）（補助総額の 1/2 上限）
○**運搬費**：補助事業に係る運搬料、宅配・郵送料等に関する経費
○**クラウドサービス利用費**：補助事業のために使用されるクラウドサービス利用に関する経費
○**原材料費**：試作品の開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費
○**外注費**：新製品開発等に必要な加工、設計、検査等の外注経費（補助総額の 1/2 上限）
○**知的財産権等関連経費**：新製品・サービスの事業化に当たって必要となる特許権等の取得に要する弁理士の手続代行費用や外国特許出願のための翻訳料等の経費（補助総額の 1/3 上限）

（出所）各回の公募要領等に基づき作成

[17] 内閣府ウェブサイト<https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2022-2/20221028_taisaku.pdf>12～15頁

[18] ものづくり補助金は、中小企業等の新製品開発等を通じた生産性向上を支援するものとして平成24年度補正予算で措置されて以降、各年度補正予算において事業実績を踏まえた制度変更を行いながら、毎年度予算措置されている。また、平成31年度以降は、当初予算でも複数の中小企業等が連携して行う生産性向上の取組を重点的に支援するための予算が措置されている。

図表５　ものづくり補助金の補助枠の概要

■一般型
○通常枠：新製品・新サービス開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援**【１次募集～】**
・【10次募集～】**補助額**：従業員数５人以下：**100～750万円**、６～20人：**100～1,000万円**、21人以上：**100～1,250万円**、**補助率**：**中小1/2**、**小規模・事業再生者**(※1)**2/3** ・【１～９次募集】補助額：100～1,000万円、補助率：中小1/2、小規模2/3
○特別枠：**補助経費の1/6以上**が、**①サプライチェーン毀損への対応**、**②非対面型ビジネスモデルへの転換**、**③テレワーク環境整備**のいずれかに該当する事業について、通常枠よりも補助率を引き上げて支援**【２～４次募集】**
・【３～４次募集】**補助額**：**100～1,000万円**（通常枠で補助対象外の広告宣伝費・販売促進費を追加）、**補助率**：**①類型2/3**、**②類型3/4**、**③類型3/4**（【２次募集のみ】補助率は一律2/3）
○事業再開枠：業種別ガイドラインに基づき事業再開を行う設備投資等を支援**【３～４次募集】**
・**補助額**：特別枠の場合に限り**感染防止対策費**（※2）として**上限50万円（定額）上乗せ**が可能
○低感染リスク型ビジネス枠：コロナ禍に対応したビジネスモデルへの転換に向けた設備投資等を支援**【５～９次募集】**
・**補助額**：**100～1,000万円**、**補助率**：**2/3**（通常枠で補助対象外の広告宣伝費・販売促進費を追加）
○**回復型賃上げ・雇用拡大枠**：業況が厳しいながら賃上げ・雇用拡大に取り組む事業者が行う生産性向上に必要な設備投資等を支援（**赤字事業者が対象**）**【10次募集～】**
・**補助額**：従業員数５人以下：**100～750万円**、６～20人：**100～1,000万円**、21人以上：**100～1,250万円**、**補助率**：**2/3** ・**追加要件**：前年度の課税所得がゼロ以下、補助完了終了後の翌年度の３月末時点で給与支給総額、事業場内最低賃金の増加目標の達成等
○**デジタル枠**：ＤＸに資する革新的な製品・サービス開発又はデジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備投資等を支援**【10次募集～】**
・**補助額**：従業員数５人以下：**100～750万円**、６～20人：**100～1,000万円**、21人以上：**100～1,250万円**、**補助率**：**2/3** ・**追加要件**：ＤＸ推進指標（※3）を活用した自己診断と当該結果の情報処理推進機構（ＩＰＡ）への提出、ＩＰＡが実施する「SECURITY ACTION」（※4）に係る宣言等
○グリーン枠：ＣＯ２排出削減に資する製品・サービス開発又は炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備投資等を支援**【10次募集～】**
・**補助額**：従業員数５人以下：**100～1,000万円**、６～20人：**100～1,500万円**、21人以上：**100～2,000万円**、**補助率**：**2/3** ・**追加要件**：事業場単位又は会社全体での脱炭素性を年率平均１％以上増加、これまで実施してきた温室効果ガス排出削減の具体的取組の表示等
■グローバル展開型：海外事業の拡大・強化等を目的とした製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備等を支援**【４次募集～】**
・**補助額**：**1,000～3,000万円**、**補助率**：**中小1/2**、**小規模2/3** ・**追加要件**：①海外直接投資、②海外市場開拓、③インバウンド市場開拓、④海外事業者との共同事業のいずれかの類型の事業であること等
■ビジネスモデル構築型：30社以上の中小企業に対して革新的なビジネスモデル構築・事業計画策定を支援**【一般型・グローバル展開型とは別に公募を実施】**
・【２次募集～】**補助額**：**最大１億円**、**補助率**：**大企業**（中小企業等経営強化法第２条第１項に定める中小企業にあたらない営利法人）**1/2**、**その他2/3**（【１次募集のみ】補助額：定額）

（※1）中小企業再生支援協議会等の再生計画策定支援を受けている又は３年以内に再生計画が成立した者等。
（※2）消毒液、マスク、フェイスシールド、アクリル板、空気清浄機等の購入費、清掃費用の外注費等。
（※3）経営者や社内の関係者がＤＸ推進に向けた現状や課題に対する認識を共有し、アクションにつなげるための気づきの機会を提供するための評価指標として、2019年９月に設定された。
（※4）中小企業自らが情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度。同制度の評価水準は、一つ星（★）又は二つ星（★★）があり、そのいずれかの宣言を応募時点で行う必要がある。
（※5）**令和４年度第２次補正予算**において、**グリーン枠**について、**温室効果ガス排出削減の取組度合いに応じて３類型**（①**エントリー**（**補助額**：**750～1,250万円**）、②**スタンダード**（**補助額**：**1,000～2,000万円**）、③**アドバンス**（**補助額**：**2,000～4,000万円**））**に区分**することのほか、**大幅賃上げ（事業場内最低賃金を年45円以上引上げ）を達成した事業者**について**補助上限（100～1,000万円）を上乗せ**する。さらに、海外事業の拡大（海外展開に係るブランディングやプロモーション等に係る経費を含む）を支援する「**グローバル市場開拓枠**」（**補助額**：**最大3,000万円**、**補助率**：**1/2**）**を新設**することとしている。
（出所）各回の公募要領等に基づき作成

なお、補助事業者は、補助事業の終了後５年間、補助事業に係る事業化状況・知的財産権等報告書を提出する必要がある。この点、補助事業者は、天災等の事業者の責めに負わない理由がある場合を除き、給与支給総額の増加目標（年率平均1.5%以上）又は事業場内最低賃金の増加目標（地域別最低賃金＋30円以上）を未達成の場合には、補助金の返還が求められる[19]。

3-2. 採択状況

通常枠は11次の公募終了時点で、平均約６割の申請案件が採択されてきている（図表６）。一方、通常枠よりも補助額等を引き上げた特別枠の申請件数（約15,000件）は通常枠（２～４次公募分の約7,700件）の２倍以上に上っている。

他方、10次公募より開始された賃上げ枠、デジタル枠、グリーン枠は、いずれも平均約７割の申請案件が採択されている。ただし、それらの申請件数は、賃上げ枠は200件程度、デジタル枠は1,000件程度、グリーン枠は150件程度にそれぞれとどまり、通常枠の申請件数(3,000件程度)を大きく下回る状況にある。

図表６　ものづくり補助金の申請件数・採択件数の推移

一般型	１次	２次	３次	４次	５次	６次	７次	８次	９次	10次	11次	合計
通常枠	2,287 1,429 (63%)	2,400 1,494 (62%)	2,363 1,561 (66%)	2,938 1,384 (47%)	2,739 1,328 (49%)	2,390 1,131 (47%)	2,812 1,538 (55%)	2,347 1,575 (67%)	1,859 1,255 (68%)	3,015 1,773 (59%)	3,243 1,834 (57%)	28,393 16,302 (57%)
特別枠（終了）	－	3,321 1,773 (53%)	4,560 1,076 (24%)	7,103 1,748 (25%)	－	－	－	－	－	－	－	14,984 4,597 (31%)
再開枠（終了）	－	－	(内数)	(内数)	－	－	－	－	－	－	－	(内数)
低感染枠（終了）	－	－	－	－	2,400 963 (40%)	2,485 1,195 (48%)	2,602 1,191 (46%)	2,237 1,178 (53%)	1,693 968 (57%)	－	－	11,417 5,495 (48%)
賃上げ枠	－	－	－	－	－	－	－	－	－	239 159 (67%)	227 151 (67%)	466 310 (67%)
デジタル枠	－	－	－	－	－	－	－	－	－	828 553 (67%)	1,037 694 (67%)	1,865 1,247 (67%)
グリーン枠	－	－	－	－	－	－	－	－	－	142 99 (70%)	161 107 (66%)	303 206 (68%)
グローバル型	－	－	－	271 46 (17%)	160 46 (29%)	105 36 (34%)	93 39 (42%)	69 27 (39%)	61 24 (39%)	70 28 (40%)	76 31 (41%)	905 277 (31%)

[19] ただし、回復型賃上げ・雇用拡大枠は、従業員の賃上げ等を前提とした補助枠であるため、給与支給総額の増加目標（年率平均 1.5%以上）、事業場内最低賃金の増加目標（地域別最低賃金＋30 円以上）のいずれか一方でも未達成の場合は、補助金の全額返還が求められる。

	１次	２次	３次									合計
ビジネス型	356 18 (5%)	101 28 (28%)	41 13 (32%)									498 59 (12%)

（※1）一般型のうち、再開枠は事業再開枠、低感染枠は低感染リスク型ビジネス枠、賃上げ枠は回復型賃上げ・雇用拡大枠、グローバル型はグローバル展開型を示す。ビジネス型はビジネスモデル構築型を示す。

（※2）上段は申請件数、下段は採択件数（**再開枠は特別枠の内数との情報のみの公表**）、（）内は採択率を示す。なお、一般型とグローバル枠は同じ公募回次で、ビジネス枠はこれらとは別の公募回次で実施されている。

（※3）**一般型及びグローバル展開型**の採択発表は、１次は2020年４月、２次は同年６月、３次は同年９月、４次は2021年２月、５次は同年３月、６次は同年６月、７次は同年９月、８次は2022年１月、９次は同年３月、10次は同年７月、11次は同年10月。**ビジネスモデル構築型**の採択発表は、１次は2020年７月、２次は2021年５月、３次は2022年７月。

（出所）中小企業庁による各回公募の補助金採択に係るプレスリリース等に基づき作成

４．持続化補助金

4-1．事業概要

持続化補助金[20]は、小規模事業者等の販路開拓等に係る費用の一部を補助するものである（図表７）。具体的には、商工会・商工会議所等と一体[21]となって行う持続的な経営に向けた経営計画に基づき実施する販路開拓等の取組又はその取組と併せて行う業務効率化（生産性向上）の取組であること等を補助要件として、図表８に示した補助枠の下に公募が実施されてきている。

図表７　持続化補助金の補助対象経費（通常枠の場合）

○**機械装置等費**：補助事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費（通常の事業活動のための設備投資の費用、単なる取替え更新の機械装置等の購入は補助対象外）
○**広報費**：補助事業に係るパンフレット、チラシ等の作成及び広報媒体等の活用に支払う経費
○**ウェブサイト関連費**：販路開拓等を行うウェブサイトの構築等の経費（補助総額の 1/4 上限）
○**展示会等出展費**：新商品等を展示会等に出展又は商談会に参加するために要する経費
○**旅費**：補助事業に基づく販路開拓等を行うための旅費
○**開発費**：新商品の試作品等の開発に伴う原材料、設計、デザイン等に要する経費
○**資料購入費**：補助事業遂行に必要不可欠な図書等の購入費（取得単価（税込み）10 万円未満）
○**雑役務費**：販路開拓に必要な業務・事務を補助するために雇用した人員に要する経費
○**借料**：補助事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース・レンタル料として支払う経費
○**設備処分費**：販路開拓のための作業スペース拡大のために死蔵設備の廃棄等に要する経費
○**委託・外注費**：補助事業遂行に必要な業務の一部を委託・外注するために支払う経費

（出所）各回の公募要領等に基づき作成

[20] 持続化補助金は、小規模事業者等が商工会・商工会議所と連携しながら行う経営計画に基づく販路拡大等を支援するものとして平成25年度補正予算において措置されて以降、各年度補正予算において事業実績を踏まえた制度変更を行いながら、毎年度予算措置されてきている。

[21] 補助事業者は、商工会・商工会議所等による事業支援計画書の発行及びこれらから補助事業の実施に関する助言等を受けながら事業を行うことが必要となる。

図表８　持続化補助金の補助枠の概要

■一般型
○通常枠：小規模事業者自らが作成した経営計画に基づく販路開拓等を支援**【１次募集～】**
・補助額：**最大50万円**、**補助率**：**2/3**
○賃金引上げ枠：販路開拓に加え、賃金引上げに取り組む小規模事業者を支援**【８次募集～】**
・補助額：**最大200万円**、**補助率**：**2/3**（**赤字事業者**(※1)は**3/4**） **・追加要件**：補助事業実施期間に事業場内最低賃金を地域別最低賃金より30円以上増加
○卒業枠：販路開拓に加え、小規模事業者の従業員数を超えて規模を拡大する事業者を支援**【８次募集～】**
・補助額：**最大200万円**、**補助率**：**2/3**
○後継者支援枠：アトツギ甲子園（※2）のファイナリストとなった小規模事業者の販路開拓等を支援**【８次募集～】**
・補助額：**最大200万円**、**補助率**：**2/3**
○創業枠：産業競争力強化法に基づく特定創業支援等事業（※3）による支援を過去３か年の間に受け、かつ、開業した小規模事業者の販路開拓等を支援**【８次募集～】**
・補助額：**最大200万円**、**補助率**：**2/3**
○インボイス枠：販路開拓に加えて、インボイス発行事業者への転換に向けた取組を支援**【８次募集～】**
・補助額：**最大100万円**、**補助率**：**2/3**
■コロナ特別対応型：**補助経費の1/6以上**が**①サプライチェーン毀損への対応、②非対面型ビジネスモデルへの転換**、**③テレワーク環境整備**のいずれかに該当する事業について通常枠よりも補助率を引き上げて支援**【一般型、低感染リスク型ビジネス枠と別に１～５次まで募集を実施】**
・補助額：**100万円**又は**150万円**、**補助率**：**①類型2/3**、**②類型3/4**、**③類型3/4** **・事業再開枠**（業種別ガイドラインに基づき事業再開を行う販路開拓等を支援）：**感染防止対策費**（図表５の※2参照）として**上限50万円（定額）上乗せ**が可能**【４～５次募集】**
■低感染リスク型ビジネス枠：ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等を支援**【一般型及びコロナ特別対応型と別に１～６次まで募集を実施】**
・補助額：**最大100万円**、**補助率**：**3/4** ・補助上限100万円の範囲内で**感染防止対策費**（図表５の※2参照）として、**補助金総額の1/4（最大25万円）を上限**に補助対象経費を計上できる（緊急事態措置に伴う特別措置を適用する事業者は1/2（最大50万円）に引上げ）

(※1) 直近１期又は１年間の課税所得金額がゼロ以下である事業者。
(※2) 全国各地の中小企業・小規模事業者の後継者が新規事業のアイデア等を競う中小企業庁主催のイベント。
(※3) 産業競争力強化法の認定を受け、市区町村が創業支援等事業者と連携して策定する「創業支援等事業計画」に基づく事業であり、創業活性化に向けた創業支援セミナーや個別創業面談等が行われている。
(※4) **令和４年度第２次補正予算**では、免税事業者からインボイス発行事業者に転換する場合について**一般型の全ての補助枠において一律に50万円（最大250万円）の補助上限の上乗せ**を行うこととしている。
(出所) 各回の公募要領等に基づき作成

なお、補助事業者は、補助事業の終了後に実績報告書を提出する必要があるものの、不正等があった場合を除き、補助事業の成果如何にかかわらず、原則として補助金の返済は求められていない[22]。

4-2. 採択状況

一般型は９次の公募終了時点で、平均約６割の申請案件が採択されてきてい

[22] ただし、賃金引上げ枠は事業場内最低賃金の増加要件、卒業枠は小規模事業者の定義を超える従業員数の確保要件、インボイス枠はインボイス発行事業者としての登録要件を、それぞれ未達成の場合は、補助金の交付決定後であっても補助金の交付が行われないこととされている。

る（図表９）。なお、８～９次公募の通常枠及び同公募回次で実施されている賃金引上げ枠、卒業枠、後継者支援枠、創業枠、インボイス枠は、いずれも一般型として申請を受け付け、その採択件数を公表する運用とされ、補助枠別の申請・採択件数は非公表となっており[23]、採択状況を把握できない状況にある。

一方、通常枠よりも補助額等を引き上げたコロナ特別対応型の申請件数は（約16.4万件）、同時期に公募が行われた通常枠の申請件数（１次～４次公募分の約5.7万件）の約３倍となっている。

図表９　持続化補助金の申請件数・採択件数の推移

	１次	２次	３次	４次	５次	６次	７次	８次	９次	合計
一般型（合計）	8,044 7,308 (91%)	19,154 12,478 (65%)	13,642 7,040 (52%)	16,126 7,128 (44%)	12,738 6,869 (54%)	9,914 6,846 (69%)	9,339 6,517 (70%)	11,279 7,098 (63%)	11,467 7,344 (64%)	111,703 68,628 (61%)
通常枠	8,044 7,308 (91%)	19,154 12,478 (65%)	13,642 7,040 (52%)	16,126 7,128 (44%)	12,738 6,869 (54%)	9,914 6,846 (69%)	9,339 6,517 (70%)	（内数）	（内数）	－
賃金引上げ枠	－	－	－	－	－	－	－	（内数）	（内数）	－
卒業枠	－	－	－	－	－	－	－	（内数）	（内数）	－
後継者支援枠	－	－	－	－	－	－	－	（内数）	（内数）	－
創業枠	－	－	－	－	－	－	－	（内数）	（内数）	－
インボイス枠	－	－	－	－	－	－	－	（内数）	（内数）	－
	１次	２次	３次	４次	５次					合計
コロナ特別対応型（終了）	6,744 5,503 (82%)	24,380 19,833 (81%)	37,302 12,664 (34%)	52,529 15,421 (29%)	43,243 16,498 (38%)					164,198 69,919 (43%)
事業再開枠（終了）	－	－	－	（内数） 10,400 (67%)	（内数） 10,782 (65%)					21,182 (30%)
	１次	２次	３次	４次	５次	６次				合計
低感染リスク型ビジネス枠（終了）	7,827 3,512 (45%)	10,205 5,361 (53%)	8,056 5,022 (62%)	8,243 5,780 (70%)	6,208 4,138 (67%)	11,721 8,040 (69%)				52,260 31,853 (61%)

（※1）上段は申請件数、下段は採択件数（**事業再開枠はコロナ特別対応型の採択件数の内数として実数が公表されているが、８～９次公募の一般型各補助枠は採択件数の内数との情報のみ公表**）、()内は採択率を示す。なお、一般型、コロナ特別対応型及び低感染リスク型ビジネス枠はそれぞれ別に公募が実施されている。

（※2）**一般型**の採択発表は、１次は2020年５月、２次は同年８月、３次は2021年１月、４次は同年４月、５次は同年８月、６次は同年12月、７次は2022年４月、８次は同年８月、９次は同年11月。**コロナ特別対応型**の採択発表は、１次は2020年５月、２次は同年７月、３次は同年10月、４次は2021年２月、５次は同年３月。**低感染リスク型ビジネス枠**の採択発表は、１次は2021年７月、２次は同年９月、３次は同年11月、４次は2022年１月、５次は2022年３月、６次は同年５月。

（出所）中小企業庁による各回公募の補助金採択に係るプレスリリース等に基づき作成

[23] この点、公開情報で確認できないデータについては、筆者が中小企業庁に個別に問い合わせを行っているが、補助枠別の申請・採択件数は未集計との回答であり情報を得ることはできなった。

５．ＩＴ導入補助金

5-1. 事業概要

ＩＴ導入補助金[24]は、中小企業・小規模事業者等が生産性向上に向けた業務プロセスの改善を目的に、ＩＴ導入支援事業者が提供・登録し、ＩＴ導入補助金事務局（(一社）サービスデザイン推進協議会）が認定したＩＴツール（「ソフトウェア」、「オプション」、「役務」の３つに分類）を導入するための事業費等の一部を補助するものである。ＩＴ導入支援事業者は、事務局等の審査を経て採択された補助事業者と共に事業を実施するパートナー事業者であり、補助事業者は、ＩＴ導入支援事業者によるＩＴツールの説明、運用相談等のサポート、補助金の交付申請や実績報告等の各種申請手続のサポートを受けながら、補助事業を進めることが必要となっている（図表10及び図表11）。

図表10　ＩＴ導入補助金の事業スキーム

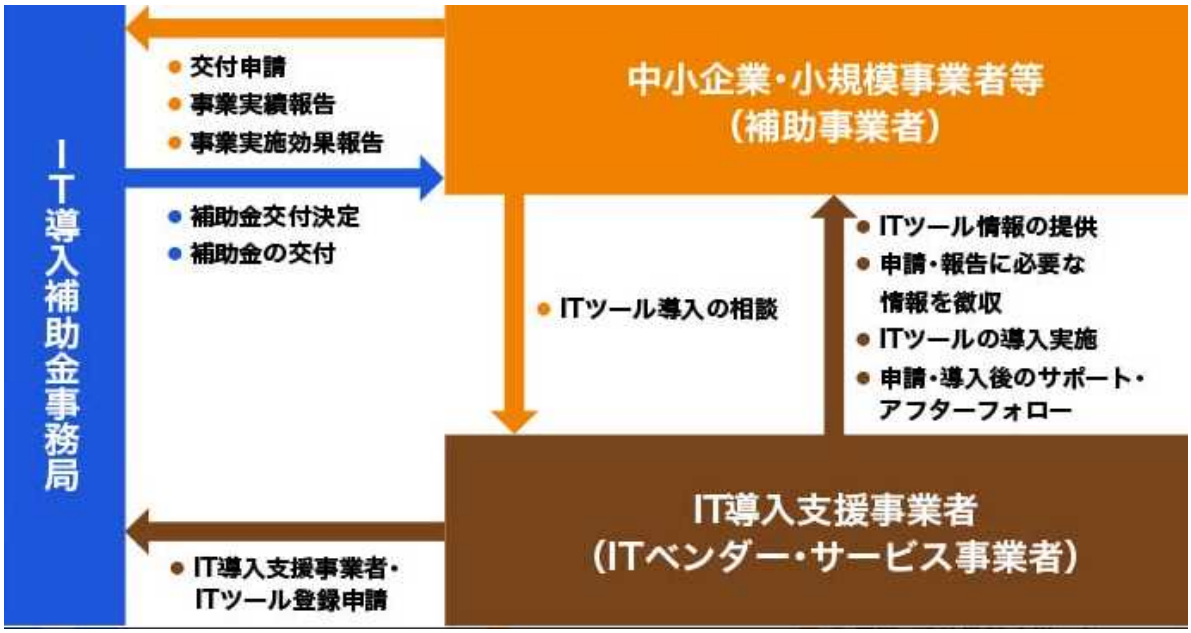

（出所）ＩＴ導入補助金事務局ウェブサイト

[24] ＩＴ導入補助金は、中小企業者等の生産性向上に向けたＩＴ投資等を支援するものとして平成28年度第２次補正予算において措置されて以降、各年度補正予算において事業実績を踏まえた制度変更を行いながら、毎年度予算措置されてきている。

図表11　ＩＴツールを導入する業務プロセス（種類）

	種別	プロセス（種類）
業務プロセス	共通プロセス	①顧客対応・販売支援
		②決済・債権債務・資金回収管理
		③調達・供給・在庫・物流
		④会計・財務・経営
		⑤総務・人事・給与・労務・教育訓練・法務・情報システム
	業種特化型プロセス	⑥業種固有プロセス
汎用プロセス		⑦汎用・自動化・分析ツール（生産性向上への寄与が認められる業務プロセスに付随しない専用のソフトウェア）

（※1）業務プロセス：ソフトウェアの導入により特定の業務の労働生産性が向上又は効率化される工程。
（※2）汎用プロセス：業種・業務に限定されず、業務プロセスと一緒に導入することにより労働生産性を更に向上させる工程。
（※3）**①～⑥の業務プロセスのうち必ず１プロセス（種類）以上の業務プロセスを担うソフトウェアを導入する必要がある**。これを満たしていることを要件に、オプション（機能拡張、データ連携ツール、セキュリティ）と役務（導入コンサルティング、導入設定・マニュアル作成・導入研修、保守サポート）に係る経費を補助対象として申請できる。なお、**汎用プロセスは①～⑥の業務プロセスと組み合わせて申請することにより１プロセス（種類）としてカウントできる**。
（出所）各回の公募要領等に基づき作成

ＩＴ導入補助金は、①事業場内最低賃金が地域別最低賃金以上である、②情報処理推進機構（ＩＰＡ）が実施する「SECURITY ACTION[25]」を宣言する、③補助事業の実施により労働生産性の１年後の伸び率を３％以上、３年後の伸び率を９％以上とする等を補助要件[26]として、これまで、図表12に示した補助枠の下に公募が実施されてきている。

図表12　ＩＴ導入補助金の補助枠の概要

■**通常枠**：生産性向上のための業務プロセスの改善と効率化に資する方策としてのＩＴツール導入を支援**【令和元年度補正予算～】**
○Ａ類型：１種類以上の業務プロセスに関するＩＴツール導入を支援
・補助額：30～150万円、補助率：1/2 →ソフトウェア購入費、クラウド利用費（最大１年分）、導入関連費を補助
○Ｂ類型：４種類以上の業務プロセスに関するＩＴツール導入を支援
・補助額：150～450万円、補助率：1/2 →ソフトウェア購入費、クラウド利用費（最大１年分）、導入関連費を補助
■**特別枠：補助経費の1/6以上**が、**①サプライチェーン毀損への対応**、**②非対面型ビジネスモデルへの転換**、**③テレワーク環境整備**のいずれかに該当する事業を支援**【令和２年度１～２次補正予算】**
・補助額：30～450万円、補助率：①類型2/3、②類型3/4、③類型3/4 →いずれも**１種類以上**の業務プロセスに関するＩＴツール導入を支援（通常枠と併用不可） →ソフトウェア購入費、クラウド利用費（最大１年分）、導入関連費、ハードウェア購入費を補助

[25] 中小企業自らが情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度。同制度の評価水準は、一つ星（★）又は二つ星（★★）があり、いずれかの宣言を申請時点で行う必要がある。
[26] 通常枠（Ｂ類型）、特別枠及び低感染リスク型ビジネス枠は、追加の補助要件として、事業計画期間の給与支給総額を年率平均1.5％以上及び事業場内最低賃金を地域別最低賃金よりも30円以上それぞれ増加、申請要件を満たす賃上げ計画の従業員への表明等が求められている。

■低感染リスク型ビジネス枠【令和２年度３次補正予算】
○低感染リスク型ビジネス類型：複数の業務プロセス間で情報共有するＩＴツールを導入し、各業務プロセスの非対面化や効率化を行うことを目的とした事業を支援
・補助額：**30～300万円未満**又は**300～450万円以下**(申請金額で区分される)、**補助率**：**2/3** →**２種類以上**の業務プロセスに関するＩＴツール導入を支援(通常枠と併用不可) →ソフトウェア購入費、クラウド利用費（最大１年分)、導入関連費、ハードウェア購入費を補助
○テレワーク対応類型：テレワーク環境の整備に資するクラウド対応ルールを導入し、複数の業務プロセスの非対面化を行うことを目的とした事業を支援
・補助額：**30～150万円**、**補助率**：**2/3** →**２種類以上**の業務プロセスに関するＩＴツール導入を支援(通常枠と併用不可) →ソフトウェア購入費、クラウド利用費（最大１年分)、導入関連費、ハードウェア購入費を補助
■デジタル化基盤導入枠【令和３年度補正予算】
○デジタル化基盤導入類型：会計・受発注・決済・ＥＣの４つのソフト(機能)やＰＣ・タブレット、レジ・券売機等を導入し、中小企業・小規模事業者等が労働生産性を向上させるとともに、インボイス制度も見据えたデジタル化を進めるためのＩＴツールの導入を支援
・ＩＴツール：**補助額**：**５～50万円**(**会計・受発注・決済・ＥＣのうち１機能以上の業務プロセスの改善に資するもの**を導入)、**50～350万円**(**会計・受発注・決済・ＥＣのうち２機能以上の業務プロセスの改善に資するもの**を導入)、**補助率**:**最大3/4**(**補助額50万円超は2/3**) **・ＰＣ等**：**補助額**：**10万円以内**、**補助率**：**1/2**(上記ＩＴツール利用に資するものに限る) **・レジ・券売機**：**補助額**：**20万円以内**、**補助率**：**1/2**(上記ＩＴツール利用に資するものに限る) →ソフトウェア購入費、クラウド利用費（最大２年分)、導入関連費、ハードウェア購入費を補助
○複数社連携ＩＴ導入類型：サプライチェーンや商業集積地の複数の中小・小規模事業者等が連携してＩＴツールを導入することによりＤＸ実現や生産性向上を図る事業を支援するほか、効果的な連携に向けたコーディネート費や外部専門家に係る謝金等も含めて支援
・ＩＴツール、ＰＣ等、レジ・券売機：**補助額・補助率はデジタル化基盤導入類型と同じ** **・消費動向等分析経費**：**補助額**：**最大50万円×グループの構成数**、**補助率**：**2/3** **・事務費・専門家費**（参画事業者のとりまとめに要する事務費・専門謝金等を支援)：**補助額**：**最大200万円**、**補助率**：**2/3** →**ＩＴツール等、消費動向等分析経費、事務費・専門家費の合計で最大3,200万円まで補助** →ソフトウェア購入費、クラウド利用費（最大２年分)、導入関連費、ハードウェア購入費を補助 **・補助要件**：同一の補助事業を実施するグループ構成員10者以上のまとまりであること、事業終了後２年以内に年率平均５％以上を目指す事業計画であること等
■セキュリティ対策推進枠：サイバー攻撃被害による潜在的な生産性低下を防ぐためにセキュリティ対策を強化するための取組を支援**【令和３年度補正予算】**
・補助額：**５～100万円**、**補助率**：**1/2** →ＩＰＡが公表するサイバーセキュリティお助け隊サービス制度(※1)の利用料(最大２年分)を支援

(※1) 中小企業のサイバーセキュリティ対策に係る各種サービスをワンパッケージで安価に提供するもの。
(※2) **令和４年度第２次補正予算**では、**通常枠（Ａ類型）の補助額下限の引下げ**（５～150万円)、**クラウド利用料の最大２年分補助への拡大**のほか、**デジタル化基盤導入類型のＩＴツール導入の補助額下限を撤廃（50万円以下）**することとしている。
(出所) 各回の公募要領等に基づき作成

なお、補助事業者とＩＴ導入支援事業者は、補助事業の終了後、事業実績報告を行うことに加え、デジタル化基盤導入類型を除く全ての補助枠において、生産性向上に係る数値目標に関する情報（売上、原価、従業員数、就業時間等）や給与支給総額、事業場内最低賃金等を報告すること等が求められている。この点、通常枠（Ｂ類型)、特別枠及び低感染リスク型ビジネス枠の補助事業者は、給与支給総額の増加目標（年率平均1.5%以上）又は事業場内最低賃金の増加目

標（地域別最低賃金＋30円以上）を未達成の場合、補助金の返還が求められる。

5-2. 採択状況

ＩＴ導入補助金は、①令和元年度補正予算及び令和２年度第１次～第２次補正予算に基づく「ＩＴ導入補助金2020」（終了）、②令和元年度補正予算及び令和２年度第３次補正予算に基づく「ＩＴ導入補助金2021」（終了）、③令和元年度補正予算及び令和３年度補正予算に基づく「ＩＴ導入補助金2022」（実施中）として、それぞれ公募が実施されてきている。

（１）ＩＴ導入補助金 2020

通常枠について、Ａ類型は平均約４割、Ｂ類型は平均約３割の申請案件が採択されてきたが、Ａ類型の申請件数が平均約1,600件であったのに対し、より積極的なＤＸを支援するＢ類型の申請件数は平均約50件にとどまった（図表13）。

一方、通常枠よりも補助額等を引上げた特別枠の申請件数（約6.7万件）は通常枠（約1.6万件）の約４倍に上っている。なお、Ａ類型と特別枠の申請件数は、公募回次を重ねるごとに増加傾向にあったが、その採択率は減少傾向にあった。

図表13　ＩＴ導入補助金2020の申請件数・採択件数の推移

通常枠	１次	２次	３次	４次	５次	６次	７次	８次	９次	10次	合計
Ａ類型	4,856 2,464 (51%)	387 208 (54%)	749 418 (56%)	872 462 (53%)	1,501 647 (43%)	790 331 (42%)	1,502 599 (40%)	1,403 431 (31%)	1,858 399 (21%)	2,108 545 (26%)	16,026 6,504 (41%)
Ｂ類型	—	10 5 (50%)	40 21 (53%)	39 20 (51%)	77 26 (34%)	23 11 (48%)	51 20 (39%)	59 18 (31%)	55 11 (20%)	109 23 (21%)	463 155 (33%)
特別枠	１次	２次	３次	４次	５次	６次	７次	８次	９次		合計
	985 543 (55%)	2,519 1,326 (53%)	3,337 1,631 (49%)	6,811 3,219 (47%)	3,920 1,842 (47%)	8,655 3,509 (41%)	9,107 3,151 (35%)	14,131 2,934 (21%)	16,607 3,026 (18%)		66,072 21,181 (32%)

（※1）上段は申請件数、下段は採択件数、（）内は採択率を示す。なお、通常枠（Ａ類型、Ｂ類型）及び特別枠はそれぞれ別に公募が実施されている。

（※2）**通常枠（Ａ類型、Ｂ類型）**の採択発表は、１次は2020年４月、２次は同年６月、３～４次は同年７月、５～６次は同年８月、５～６次は同年８月、７次は同年９月、８次は同年10月、９次は同年11月、10次は2021年１月。**特別枠**の採択発表は、１次は2020年６月、２～３次は同年７月、３次は2021年１月、２次は同年７月、４～５次は同年８月、６次は同年９月、７次は同年10月、８次は同年11月、９次は2021年１月。

（出所）中小企業庁資料等に基づき作成

（２）ＩＴ導入補助金 2021

通常枠のＡ類型及びＢ類型の申請件数（Ａ類型：平均約2,700件、Ｂ類型：平均約85件）と採択率（Ａ類型：平均約５割、Ｂ類型：平均約４割）は、いずれ

もＩＴ導入補助金2020よりも高くなった（図表14）。また、低感染リスク型ビジネス枠の申請件数（約3.8万件）も通常枠（約1.4万件）の約３倍に上っている。

図表14　ＩＴ導入補助金2021の申請件数・採択件数の推移

通常枠	１次	２次	３次	４次	５次	合計
Ａ類型	2,373 1,317 (55%)	4,542 2,507 (55%)	2,840 1,648 (58%)	1,799 1,013 (56%)	1,808 1,042 (58%)	13,362 7,527 (56%)
Ｂ類型	92 48 (52%)	157 53 (34%)	83 36 (43%)	51 25 (49%)	41 13 (32%)	424 175 (41%)
低感染リスクビジネス枠	１次	２次	３次	４次	５次	合計
低感染リスク型ビジネス類型	3,249 1,908 (59%)	9,664 5,869 (61%)	7,622 4,656 (61%)	6,158 3,719 (60%)	6,074 3,595 (59%)	32,767 19,747 (60%)
テレワーク対応類型	797 444 (56%)	1,696 1,036 (61%)	1,273 782 (61%)	830 554 (67%)	877 560 (64%)	5,473 3,376 (62%)

（※1）上段は申請件数、下段は採択件数、()内は採択率を示す。なお、通常枠（Ａ類型、Ｂ類型）及び低感染リスク型ビジネス枠はそれぞれ別に公募が実施されている。

（※2）**通常枠（Ａ類型、Ｂ類型）**の採択発表は、１次は2021年６月、２次は同年８月、３次は同年10月、４次は同年12月、５次は2022年１月。**低感染リスク型ビジネス枠**の採択発表は、１次は2021年６月、２次は同年８月、３次は同年10月、４次は同年12月、５次は2022年１月。

（出所）中小企業庁資料等に基づき作成

（３）ＩＴ導入補助金 2022

通常枠は６次の公募終了時点で、Ａ類型の申請件数は平均約2,800件（採択率：平均約５割）、Ｂ類型の申請件数は平均約84件（採択率：平均約４割）となっており、いずれもＩＴ導入補助金2021と同様の水準で申請・採択されてきている（図表15）。

一方、ＩＴ導入補助金2022で新設されたデジタル化基盤導入類型について、通常枠の２倍の公募が実施されてきており、14次の公募終了時点で約８割の申請案件が採択されている。また、セキュリティ対策推進枠は、申請件数こそ少ないが、３次の公募終了時点で、ほぼ全ての申請案件が採択されてきている。

図表15　ＩＴ導入補助金2022の申請件数・採択件数の推移

通常枠	１次	２次	３次	４次	５次	６次					合計
Ａ類型	2,907 1,615 (56%)	3,344 1,843 (55%)	2,877 1,415 (49%)	3,347 1,465 (44%)	1,957 1,196 (61%)	2,337 1,521 (65%)					16,769 9,055 (54%)
Ｂ類型	80 33 (41%)	103 44 (43%)	104 43 (41%)	107 48 (45%)	43 26 (60%)	64 38 (59%)					501 232 (46%)

デジタル化基盤導入枠	１次	２次	３次	４次	５次	６次	７次	８次	９次	10次	合計
デジタル化基盤導入類型	650 566 (87%)	1,662 1,467 (88%)	1,823 1,562 (86%)	2,131 1,855 (87%)	1,712 1,422 (83%)	1,944 1,601 (82%)	2,149 1,759 (82%)	3,075 2,648 (86%)	1,390 1,092 (79%)	1,666 1,299 (78%)	26,336 21,798 (83%)
	11次	12次	13次	14次							
	2,051 1,635 (80%)	1,832 1,503 (82%)	2,012 1,577 (78%)	2.239 1,812 (81%)							
複数社連携ＩＴ導入類型	１次	２次									合計
	1 1 (100%)	3 1 (33%)									4 2 (50%)
セキュリティ対策推進枠	１次	２次	３次								合計
	13 13 (100%)	20 19 (95%)	57 55 (96%)								90 87 (97%)

（※1）上段は申請件数、下段は採択件数、() 内は採択率を示す。なお、通常枠（Ａ類型、Ｂ類型）、デジタル化基盤導入枠、セキュリティ対策推進枠はそれぞれ別に公募が実施されている。

（※2）**通常枠（Ａ類型、Ｂ類型）**の採択発表は、１次は2022年５月、２次は同年７月、３次は同年８月、４次は同年９月、５次は同年10月、６次は同年11月。**デジタル化基盤導入類型**の採択発表は、１次は2022年５月、２～３次は同年６月、４次は同年７月、５次は同年７月、６～７次は同年８月、８次は同年９月、９次は同年９月、10～11次は同年10月、12～13次は同年11月、14次は同年12月。**複数社連携ＩＴ導入類型**の採択発表は、１次は2022年７月、２次は同年10月。**セキュリティ対策推進枠**の採択発表は、１次は2022年10月、２次は同年11月、３次は同年12月。

（出所）中小企業庁による各回公募の補助金採択に係るプレスリリース等に基づき作成

６．事業承継・引継ぎ補助金

6-1．事業概要

事業承継・引継ぎ補助金[27]は、中小企業・小規模事業者等の事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組に係る費用や事業引継ぎ時の専門家活用費用等の一部を補助するものである（図表16）。既述のとおり、同補助金は令和３年度補正予算により中小企業生産性革命推進事業の一つに位置付けられた。

同補助金は、①経営革新事業、②専門家活用事業、③廃業・再チャレンジ事業の３つの事業で構成されている（図表17）。このうち、経営革新事業には、「創業支援型」、「経営者交代型」、「Ｍ＆Ａ型」の３類型の補助枠が、また、専門家活用事業には、「買い手支援型」と「売り手支援型」の２類型の補助枠がそれぞれ設定されており、これらは廃業・再チャレンジ事業を併用申請することが可能となっている。

[27] 経営者の高齢化等の課題を抱える中小企業等の世代交代・再活性化に向けた設備投資等を支援する事業承継補助金として平成29年度補正予算で措置され事業開始されて以降、令和３年度以降は中小企業等の事業承継と事業引継ぎを一体的に支援する事業引継ぎ・補助金として予算措置されている。その後同補助金は、中小企業等の事業承継・引継ぎの一層の円滑化・加速化に向け、各年度補正予算に加え、令和３年度以降は当初予算でも毎年度予算措置されている。

図表16　事業承継・引継ぎ補助金の補助対象経費（経営革新事業の場合）

○**事業費**：**人件費**（補助対象事業に要する賃金）、**店舗等借入費**（国内の店舗・事務所・駐車場の賃借料・共益費・仲介手数料）、**設備費**（国内の店舗・事務所等の工事、国内で使用する機械器具等調達費用）、**原材料費**（試供品・サンプル品の製作に係る経費）、**産業財産権等関連経費**（補助対象事業実施における特許権等取得に要する弁理士費用）、**謝金**（補助対象事業実施のために謝金として依頼した専門家等に支払う経費）、**旅費**（販路開拓等を目的とした国内外出張に係る交通費・宿泊費）、**マーケティング調査費**（自社で行うマーケティング調査に係る費用）、**広報費**、**会場借料費**、**外注費**、**委託費** ○**廃業費**：**廃業支援費**（廃業に関する登記申請手続きに伴う司法書士等に支払う作成経費）、**在庫廃棄費**（既存の事業商品在庫を専門業者に依頼して処分した際の経費）、**解体費**（既存事業の廃止に伴う建物・設備等の解体費）、**原状回復費**（借りていた設備等を返却する際に義務となっていた原状回復費用）等

（出所）各回の公募要領等に基づき作成

図表17　事業承継・引継ぎ補助金の補助枠の概要

■**経営革新事業**：経営者の交代又は事業再編・事業統合等を契機とし、承継者が引き継いだ経営資源を活用して行う経営革新等に係る費用を補助(※1)**【１次募集～】**
○**創業支援型**：他の事業者が保有する経営資源を引き継いで創業した場合が対象
・**補助要件**：①事業承継対象期間内（※2）の法人設立又は開業、②廃業予定者等からの株式譲渡・事業譲渡等による有機的一体としての経営資源（設備、従業員、顧客等）の引継ぎ（設備のみなど個別の経営資源のみの引継ぎは対象外） ・**補助額**：**100～600万円**（※3）、**補助率**：**2/3**（**400万円超1/2**）、**廃業費上乗せ**：**最大150万円**
○**経営者交代型**：親族内承継等により経営資源を引き継いだ場合が対象
・**補助要件**：①親族内承継や従業員承継等の事業承継（事業再生を伴うものを含む）、②産業競争力強化法に基づく認定市区町村等から特定創業支援事業（※4）を受ける者など経営等に係る一定の実績や知識等を有する者 ・**補助額**：**100～600万円**（※3）、**補助率**：**2/3**（**400万円超1/2**）、**廃業費上乗せ**：**最大150万円**
○**Ｍ＆Ａ型**：Ｍ＆Ａ（株式譲渡、事業譲渡等）により経営資源を引き継いだ場合が対象
・**補助要件**：①事業再編・事業統合等のＭ＆Ａ、②産業競争力強化法に基づく認定市区町村等から特定創業支援事業（※4）を受ける者など経営等に係る一定の実績や知識等を有する者 ・**補助額**：**100～600万円**（※3）、**補助率**：**2/3**（**400万円超1/2**）、**廃業費上乗せ**：**最大150万円**
■**専門家活用事業**(※5)：Ｍ＆Ａ時の専門家活用費用（ファイナンシャルアドバイザーの仲介費用、デューディリジェンス、表明保証保険料(※6)等）を補助**【１次募集～】**
○**買い手支援型**：Ｍ＆Ａに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等が対象
・**補助要件**：事業再編・事業統合等に伴う経営資源の引継ぎを行う予定の中小企業等であり、①事業再編・事業統合等に伴い経営資源を譲り受けた後にシナジーを活かした経営革新等を行うことが見込まれること、②事業再編・事業統合等に伴い経営資源を譲り受けた後に地域経済全体を牽引する事業を行うことが見込まれること ・**補助額**：**100～600万円**（※7）、**補助率**：**2/3**、**廃業費上乗せ**：**最大150万円**
○**売り手支援型**：Ｍ＆Ａに伴い自社が有する経営資源を譲り渡す予定の中小企業等が対象
・**補助要件**：事業再編・事業統合等に伴い自社が有する経営資源を譲り渡す予定の中小企業等であり、地域経済全体を牽引する事業等を行っており、事業再編・事業統合によりこれらが第三者により継続されることが見込まれること ・**補助額**：**100～600万円**（※7）、**補助率**：**2/3**、**廃業費上乗せ**：**最大150万円**

■**廃業・再チャレンジ事業**：中小企業等が事業承継やM＆Ａに伴う廃業、経営者の交代又はM＆Ａ等を契機として承継者が行う経営革新等に伴う廃業費用や中小企業等が新たなチャレンジをするために行う既存事業の廃業費用を補助**【１次募集～】**
・**補助対象**：①事業承継又はM＆Ａで事業を譲り受けた後に新たな取組みを実施するに当たっての一部事業の廃業（経営革新事業と併用可）、②M＆Ａで事業を譲り受けるに当たっての一部事業の廃業（専門家活用事業と併用可）、③M＆Ａで事業を譲り渡した側の手元に残った事業の廃業（専門家活用事業と併用可）、④M＆Ａで事業を譲り渡せなかった際に地域の新たな需要創等に資する新たなチャレンジをするために既存事業を廃業する場合 ・**補助額**：**50～150万円**、**補助率**：**2/3**

（※1）経営革新事業は、①**デジタル化に資する事業**（ＤＸに資する革新的な製品・サービスの開発、デジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善等）、②**グリーン化に資する事業**（温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービスの開発、炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供の方法の改善）、③**事業再構築**（新分野展開、事業・業種・業態転換等）に資する事業。

（※2）2017年４月１日以降の一定期間（１次：2023年1月31日、２次：2023年４月30日）

（※3）**付加価値額（営業利益、人件費、減価償却費の合計）又は１人当たりの付加価値額）の伸び率が年率３％の向上を含む計画であることを満たさない事業計画の場合は補助上限を400万円以内とする**。

（※4）産業競争力強化法の認定を受け、市区町村が創業支援等事業者と連携して策定する「創業支援等事業計画」に基づく事業であり、創業活性化に向けた創業支援セミナーや個別創業面談等が行われている。

（※5）ファイナンシャルアドバイス業務又は仲介業務に係る相談料、着手金、成功報酬等に関する手数料に関しては、「M＆Ａ支援機関登録制度」の登録者が支援したものに限って補助対象経費となる。

（※6）M＆Ａにおける売り手の表明保証違反で買い手が被る損害を補償する保険に係る費用。

（※7）**補助事業期間内に経営資源の引継ぎが実現しなかった場合、補助上限額（300万円以内）の変更を行う**。

（※8）**令和４年度第２次補正予算では、経営革新事業において一定の賃上げを実施する場合に補助上限を800万円に引き上げる(600万円以下は補助率2/3、600万円超は補助率1/2)**こととしている。

（出所）各回の公募要領等に基づき作成

なお、経営革新事業の補助事業者は補助事業完了後５年間、補助事業に係る事業化状況報告及び収益状況報告を、専門家活用事業及び廃業・再チャレンジ事業の補助事業者は補助事業に係る実績報告をそれぞれ行うことが必要となるが、不正等があった場合を除き、原則として補助金の返還は求められていない。

6-2. 採択状況

これまで２次の公募を経て、経営革新事業、専門家活用事業、廃業・再チャレンジ事業のいずれも平均約５割の申請案件が採択されてきている。これらのうち、特に専門家活用事業の申請件数（1,212件）が突出している（図表18）。

なお、経営革新事業の申請件数・採択件数を類型別に見ると、いずれの公募においても、「経営者交代型」が大部分（約６割）を占める状況にある。

図表18　事業承継・引継ぎ補助金の申請件数・採択件数の推移

	１次	２次	合計
経営革新事業	209 105 (50%)	188 105 (56%)	397 210 (53%)
・創業支援型	32 17 (53%)	32 10 (31%)	64 27 (42%)
・経営者交代型	120 66 (55%)	113 69 (61%)	233 135 (58%)
・Ｍ＆Ａ型	57 22 (39%)	43 26 (60%)	100 48 (48%)
	１次	２次	合計
専門家活用事業	790 407 (52%)	422 234 (55%)	1,212 641 (53%)
	１次	２次	合計
廃業・再チャレンジ事業	34 19 (56%)	21 9 (43%)	55 28 (51%)

（※1）上段は申請件数、下段は採択件数、() 内は採択率を示す。なお、経営革新事業、専門家活用事業、廃業・再チャレンジ事業はそれぞれ別に公募が実施されている。
（※2）いずれの事業も採択発表は、１次は2022年７月、２次は同年10月。
（出所）中小企業庁による各回公募の補助金採択に係るプレスリリース等に基づき作成

７．運用改善等の取組

中小企業生産性革命推進事業は、各府省庁が所管事業の執行状況等の点検を行う行政事業レビューのほか、財務大臣の諮問機関である財務省の財政制度等審議会による建議等でも同事業の運用状況等について指摘がなされている。いずれも外部有識者が各事業の執行状況等を検証するプロセスが含まれており、これらの内容を踏まえつつ、同事業の運用改善等の取組が行われてきている。

7-1．行政事業レビューを踏まえた改善

中小企業生産性革命推進事業に関する行政事業レビューにおいて、例えば、令和３年度（令和２年度に実施した事業の点検結果）及び令和４年度（令和３年度に実施した事業の点検結果）のレビュー[28]では、①補助対象、②成果測定の実施方法、③他の補助金との差別化等といった点についての外部有識者からの指摘とそれに対する政府の執行等改善の方向性が示されている（図表19）。

[28] 経済産業省ウェブサイト<https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/review.html>

図表19　令和３～４年度行政事業レビューにおける主な指摘と改善策

①補助対象	
外部有識者の指摘	**執行等改善の方向性**
○**審査担当により審査の厳しさが違う**ことがある。地域差をなくし、**中立性を高める取組みを検討すべき**。 ○**予算ありきで採択をしていくと、レベルが低い事業に対する補助が行われることになりかねないため、審査を厳格に行うべき**。労働生産性が低い業種に集中することで効率的な事業展開を行うべき。	⇒１つの案件につき、複数の専門家で慎重に審査を行うことで、生産性向上が見込まれると判断された評価の高い案件を採択している。引き続き、**予算ありきの採択とならないように、審査を厳格に行っていく**。
○**同じ事業者が同時に複数の補助金を受給する際、同じ事業を対象としていないか厳しく審査すべき**。 ○広く補助金が行き渡るよう、複数回受給しづらくなる仕組みを検討すべき。	⇒同一の事業内容で同時に複数の補助金の交付を受けることができない仕組みとしている。**今後も申請内容を確認し、重複交付とならないよう厳しく審査を行う**。
②成果測定の実施方法	
外部有識者の指摘	**執行等改善の方向性**
○**補助金の不採択事業者と採択事業者を比較し、補助金の純粋な効果を測定する方法を検討すべき**。特に補助金を非受給事業の申請時及びそれ以降の財務情報等など検証に必要なデータ整備に取り組むべき。	⇒**採択事業者と不採択事業者における補助金の効果の測定について、検証に必要なデータの整備方法等について検討を行う**(※1)。
○**労働生産性を上げるための事業としてのアウトカムの定め方を改めて検討すべき**。 ○複数の事業を統合しているため、個々の事業成果が分かるようにすべき。	⇒生産性革命推進事業全体としては、補助事業者全体の労働生産性向上をアウトカムとして設定している。また、共通の目標に加え、各補助金の性質に応じた成果指標を設定している(※2)。**今後も企業の所得を高めるような事業の目標設定について、検討を行う**。
○**新型コロナウイルス感染症の影響を受けた時期を基準値にすると成長目標の達成が容易になる**。適切な成果測定に向けて比較対象を検討すべき。	⇒**現時点の成果指標も高い目標設定である**と考える(※3)。
③他の補助金との差別化	
外部有識者の指摘	**執行等改善の方向性**
○**補助対象経費が似ている補助金があるため、補助金間の差別化を行い、事業者に分かる形で示すべき**。 ○同じ補助金に複数メニューがある場合、事業者がどういう申請をできるかを分かりやすく示すべき。 ○窓口を一本化して、手続・申請の簡素化を図るべき。	⇒補助金ごとの目的や対象経費の違いを分かりやすくするため、事業者向けのチラシやミラサポプラスを通じて補助金の活用イメージや具体的な活用事例を紹介している。また、事務局のＨＰでＱ＆Ａや申請に関する動画を公開する等の取組を行っている。**今後も事業者に分かりやすく制度を周知する方法を検討する**。

(※1) 採択事業者と不採択事業者における補助金効果の測定については、既にものづくり補助金などいくつかの補助金について、(独) 経済産業研究所（ＲＩＥＴＩ）に実績データを提供して分析が進められている。この点、**ＲＩＥＴＩ以外の研究機関も分析が容易になることを期待したい**との所見もあった。

(※2) 例えば、ものづくり補助金について、新製品開発による売上増を通じ付加価値額が上がった場合、事業拡大に伴い雇用を増やすこともあり得るが、そうした場合労働生産性は必ずしも上がるわけではなく、全事業者に労働生産性の上昇を求めることは不適切な場合も想定されるため、付加価値額の増加を用いている。また、付加価値額が増加しても給与支給総額及び最低賃金要件が未達の場合には、補助金額の一部返還を求める仕組みを導入することで、実効性を確保している旨の説明が行われている。

(※3) この点、ものづくり補助金について、付加価値額年率平均３％向上を成果目標としているが、リーマンショック後の中小企業における付加価値額の推移を分析すると、2009年から2014年にかけての伸び率は年率平均１％程度であることに鑑みれば、大きな経済の落ち込みがあった後でも、年率平均３％を達成することは決して容易ではないこと等が理由として挙げられている。

(出所) 令和３年度及び令和４年度の経済産業省の行政事業レビューシートに基づき作成

上記の指摘を受け、例えば、ものづくり補助金、持続化補助金、ＩＴ導入補助金の各事業について、図表20のとおり、これまで、①審査の厳格化、②複数回受給しづらくなる仕組みの検討、③事業者が理解しやすい補助金メニューの提示といった点について、それぞれ運用改善に向けた対応が行われている。

図表20　行政事業レビューを受けた運用改善等に向けた主な対応

■ものづくり補助金
〇審査の厳格化 ・予算消化ありきでの採択を防止する観点から、**公募毎の採択倍率に留意**し、一定の質と競争性を確保 ・**2022年３月の10次公募から従業員規模別に補助上限額の見直しを実施**する等、過剰投資の誘発を抑制しつつ、より高い成果が見込まれる事業者を採択すべく運用改善を実施 ・事業計画を採点する**書面審査員ごとの採点傾向を分析し、他の審査員と大きな乖離がみられるような審査員に対する改善指導を実施**すること等により地域差改善と中立性の確保を推進 ・**「デジタル枠」、「グリーン枠」の審査では、当該政策分野に知見を有する（独）情報処理推進機構（ＩＰＡ）や省エネルギー・カーボンニュートラル関連の外部機関との連携体制を構築**することで審査精度を向上させる取組を実施 **〇複数回受給しづらくなる仕組みの検討** ・従来から過去３年間に交付決定を１回以上受けている事業者に対しては、審査において交付決定の回数に応じて減点する運用を実施済 ・これに加えて、**2021年11月の８次公募から、過去３年間に２回以上交付決定を受けた事業者は補助対象外とする**運用を新たに導入
■持続化補助金
〇事業者が理解しやすい補助金メニューの提示 ・補助金への関心を高めるため、従来のホームページや紙面による広報に加え、検索サイトへのバナー広告、ターゲッティング広告、政府広報によるテレビ放送などメディアを幅広く活用した周知活動を実施済 ・**2021年度補正予算事業から、申請事業者が新たな申請類型の該当の有無について、定量的に把握可能な分類とし、併せて、昨年度同様に事業者が理解しやすい冊子を作成する**ことで、引き続き事業者がメニューを選択しやすくなるような工夫を実施 **〇複数回受給しづらくなる仕組みの検討** ・従来から過去３年間に補助事業を実施している事業者に対しては、審査時に実施回数に応じて減点する運用を実施済。また、当該補助金の受付締切日の前10か月以内に、採択を受けて補助事業を実施した事業者については申請を不可とする運用を実施済 ・加えて、**過去に採択されている事業者であっても一定の割合で採択をされていたことから、減点幅を増加する見直し**を実施
■ＩＴ導入補助金
〇複数回受給しづらくなる仕組みの検討 ・従来から過去３年間に交付決定を１回以上受けている事業者に対しては、審査において減点する運用を実施済 ・2022年度から通常枠においては、当該事業者に対して、本事業の目的である生産性向上の効果をさらに求めるべく、減点措置ではなく**「過去３年間に交付決定を１回以上受けている事業者に対しては、申請要件である労働生産性の伸び率の向上について、１年後の伸び率が４％以上、３年後の伸び率が１２％以上」の要件を課す** **〇事業者が理解しやすい補助金メニューの提示** ・「デジタル化基盤導入枠」について、「通常枠」との違いがポイントでわかるような資料を作成。また、その中でも、「複数社連携IT導入類型」については、具体的な取組イメージを複数紹介し、事業者にとってわかりやすくなるよう工夫

（出所）中小企業庁資料に基づき作成

7-2. 財政制度等審議会の建議等を踏まえた改善

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会は各年度予算の執行に関する建議等[29]として、各省庁の主要事業の重点や執行改善の必要性等を示している。

中小企業生産性革命推進事業の各補助事業に関しては、例えば、「令和３年度予算の編成等に関する建議[30]」（2020年11月25日公表）では、労働生産性向上に重要な役割を担うＩＴ投資について、「新型コロナの拡大により、在宅勤務やリモートワークの実施が奨励されたが、対応できなかった中小企業が多かったことなど、デジタル化・ＤＸの促進が喫緊の課題であることが再確認された」こと等を踏まえ、ＩＴ導入補助金を挙げ、「補助対象となるデジタルツールについて、真に中小企業のデジタル化・ＤＸに資するものに重点化していく必要がある」ことが示された。これを受け、令和２年度第３次補正予算では、テレワーク環境整備を支援対象に含む「低感染リスク型ビジネス枠」が措置されたほか、令和３年度補正予算では、会計・受発注・決済ソフト等のＩＴツール導入に対する補助率の引上げ、ＰＣ・タブレット等の購入も補助対象に追加した「デジタル化導入基盤枠」やＤＸ促進に不可欠なセキュリティ対策強化を支援する「セキュリティ対策推進枠」が措置された。

一方、「令和４年度予算の編成等に関する建議[31]」（2021年12月３日公表）では、ポストコロナ社会に向け、事業者の置かれた状況に応じた生産性向上の取組を個別に支援することに重点を置くべきことの重要性が示されるとともに、ものづくり補助金を挙げ、「小規模事業者の採択が多く、複数回採択も相応にみられる。本補助金が、付加価値額や生産性に対して統計的に有意な影響を与えていないとの研究成果[32]もあり、補助金の在り方を適切に見直していく必要がある」ことが示された。これを受け、令和３年度補正予算では、ものづくり補助金の通常枠や回復型賃上げ・雇用拡大枠等について従業員規模別に補助上限額を設定するなど、中小企業の活用実態等に即した支援内容への見直しが行われた。

---

[29] 財務省ウェブサイト<https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/index.html>。ただし、これは、中小企業生産性革命推進事業そのものの是非ではなく、その構成事業個々について改善点を指摘するものとなっている。

[30] 財務省ウェブサイト<https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2019/20191205_taisaku.pdf>92～93頁

[31] 財務省ウェブサイト<https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaiseia20211203/01.pdf>104～105頁

[32] 橋本由紀・平沢俊彦「ものづくり補助金の効果分析：事業実施場所と申請類型を考慮した分析」『RIETI Discussion Paper』(2021.6)、関沢洋一・牧岡亮・山口晃「ものづくり補助金の効果分析：回帰不連続デザインを用いた分析」『RIETI Discussion Paper』(2020.6) を挙げている。

なお、令和元年度補正予算における中小企業生産性革命推進事業の予算措置に先立って示された「令和２年度予算の編成等に関する建議[33]」（2019年11月25日公表）では、ものづくり補助金を例示し、「生産性向上との関係が不明確な成果指標[34]が設定されている」とした上で、「適切な成果指標の設定やフォローアップの着実な実施を通じて、生産性向上に意欲的な中小企業の支援に重点化していく必要がある」ことが示された。これを踏まえ、中小企業生産性革命推進事業における各補助事業においては、より生産性向上に資する成果指標が新たに設定されている（図表21）。

図表21　建議等を踏まえた成果指標の見直し

■ものづくり補助金	
旧成果指標	新成果指標
事業終了後５年で、事業化率50%以上とする及び付加価値額を年率３%以上向上させる	事業終了後５年で、付加価値額を年率３%以上及び給与支給総額を年率1.5%以上それぞれ向上させる事業者の割合を65%以上とする
■持続化補助金	
旧成果指標	新成果指標
補助事業終了後、売上増加又は増加見込みの事業者の割合を80%以上とする	補助事業終了後１年で、事業化率80%以上とする
■ＩＴ導入補助金	
旧成果指標	新成果指標
事業終了後５年で、労働生産性を年率0.4%以上向上させる	事業終了後３年で、労働生産性を年率３%以上向上させる

（出所）中小企業庁資料、財務省資料等に基づき作成

８．おわりに

中小企業生産性革命推進事業は、中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取組に対して、各種の補助金を一体的・継続的に措置する形で実施されているが、その過大な支援は中小企業等の補助金依存を強め、コスト意識の低下を誘発させるとともに、ひいては低生産性企業の温存につながる懸念にも留意する必要がある。そうした意味で、同事業を含む中小企業等の生産性向上に向けた支援は、生産性向上に適う補助メニューとその成果を適切に管理し得る成果指標の設定を前提としながら、事業効果の向上に資する運用を確保していく

[33] 財務省ウェブサイト<https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaiseia20191125/02.pdf>64～65頁

[34] 具体的には、ものづくり補助金の成果指標について、例えば補助事業者の事業化率を50%以上とすることが設定されているが、当該事業化の定義は、「開発された製品が一つ以上販売されていること」であり、こうした成果指標は妥当なものとは言えない旨指摘している。

ことが求められる。以上を踏まえ、最後に中小企業・小規模事業者等の生産性向上支援措置の一層の効果的・戦略的運用に向けた課題について言及する。

まず、中小企業生産性革命推進事業の成果指標とその達成手段である補助枠の種類・内容の整合性や妥当性とそのニーズ・効果を不断に分析する必要があると思われる。同事業は、中小企業・小規模事業者等の生産性向上に向けた積極的な取組を継続的に支援するものとして開始されたが、その後コロナ禍を始めとする経済社会情勢の変化に起因する経営課題に加え、賃上げやＤＸ・ＧＸの促進など、中小企業等について一層の対応が求められる政策課題に対応するための補助枠も手広く措置されてきた。この点、同事業がコロナ禍において活用ニーズが高かったことを示す調査[35]があるなど、その政策手法がコロナ禍の事業者の事業継続に貢献してきたと評価できる部分もあろう。とはいえ、労働生産性等の向上という本丸の成果指標の達成に適う措置を備えてきたのかという点[36]については、今後補助事業者のフォローアップを可能な限り幅広く継続的に行いながら丁寧に検証していくことが必要になると思われる。その際、政府として、各補助事業の性質に応じた成果指標や補助要件の妥当性を不断に検証し、事業目的の実現に資する内容に見直していくことが重要となろう。

また、中小企業生産性革命推進事業の各補助事業の活用実績の公開の在り方について、いずれの補助事業においても、公募回次ごとの申請件数・採択件数の公表にとどまるなど[37]、その後の効率的・戦略的な事業運用に向けた分析に資する情報公開が不十分な状況にあると思われる。この点、例えば、事業再構築補助金では、公募回次ごとに、補助枠別、業種別、都道府県別、採択金額別の活用状況等を把握し得る形で情報公開[38]が行われている。このように、どのような業種・地域の企業によりどのような補助内容で活用される傾向にあるのかを

---

[35] （株）帝国データバンク「新型コロナ関連融資に関する企業の意識調査」(2022.9) ５頁

[36] この点、例えば財政制度等審議会が2022年11月に公表した「令和５年度予算の編成等に関する建議」では、「新型コロナ対策として講じられた各支援策は、新型コロナ流行前から元々生産性が低かった企業ほど利用していた傾向が指摘されている」とした上で、「支援策は量的な縮減及び質的な転換を図るとともに、これまでの支援が生産性の向上につながってきたかを事後的に検証すべきである」ことを示している（財務省ウェブサイト<https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaiseia20221129/01.pdf>103～104頁)。

[37] 既述のとおり、持続化補助金の一般型８～９回公募における補助枠別の申請件数・採択件数は非公開とされていたが（4-2参照)、この点、ものづくり補助金は補助枠別の申請・採択件数を公表していることに鑑みると、申請・採択件数等の最低限の情報公開は行うべきであろう。

[38] 事業再構築補助金事務局ウェブサイト<https://jigyou-saikouchiku.go.jp/pdf/result/koubo_kekka_gaiyou06.pdf>)。

適時整理・公表しておくことは、事業者の支援ニーズの分析に資する基本的な取組であり、見習うべきものであると考える。併せて、中小企業等の生産性向上に向けて大きなインパクトを与え得る事業として運用していく観点からは、事業効果を最大限に発揮するものへと改善していくためのＥＢＰＭ[39]の取組の充実化に資する各種の統計データの整備・開示や、それらに基づく第三者機関による事業効果分析をこれまで以上に促進していくことが重要であり[40]、これらは、より効率的・戦略的な事業展開及び事業内容の適切なスクラップ＆ビルドを進めていくために不可欠な取組となろう。

（内線75263）

[39] Evidence-Based Policy Makingの略。政策の企画・立案をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で合理的根拠に基づき推進する取組。

[40] この点、行政事業レビューで示された補助金の採択事業者と不採択事業者における効果の測定に必要なデータの整備とその効果に係る研究・分析の広がりに向けた取組の加速化が期待される。ただし、施策の実施と生産性上昇に正の相関関係が観察されたとしてもそれが生産性を高めたという因果関係を意味するわけではないが、各補助事業の実施後の取組に係る豊富なデータに基づく定量的な分析を蓄積し、それを次なる政策形成に活かしていくことが重要となる（森川正之『生産性 誤解と真実』（日本経済新聞出版社、2022）255～256頁）。